

実務の焦点

地方税関係

外形標準課税における出向者の取扱い

1 はじめに

法人事業税の外形標準課税の導入後、東京都は「付加価値額等内訳明細書」という独自の参考様式を設けて提出を要請している。申告のあった付加価値額と損益計算書・貸借対照表との整合性が注目されている。

特に付加価値額のうち報酬給与額については、算定が多岐にわたり複雑な制度になっている。

本稿においては、報酬給与額を算定する上での出向者の取扱いについて実務上留意すべき点を検討する。

2 報酬給与額の算定

報酬給与額については、法人が各事業年度においてその役員又は使用人に対し支出する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出する金額の合計額で、原則として法人税の所得の計算上損金の額に算入されるものと規定されている(地法72の15①一)。

このため、報酬給与額の算定に当たっては、会社計算による金額に税務上の申告調整額を加減する必要がある。

例えば、法人税で損金不算入とされる役員賞与の支払いがあった場合には、その役員賞与は報酬給与額から除かれる。

また、損金算入される退職金の支払いがあった場合には、そ

の支払いによる退職給付引当金認容額は報酬給与額に含まれる。

3 出向者の取扱い

(1) 退職給与以外の給与

出向者の給与(退職給与を除く。)については、当該給与の実質的負担者となる法人の報酬給与額とすることとされている(取扱通知4の2の14)。

出向元法人が直接出向者へ給与を支払い、出向先法人から給与負担金を受ける場合には、この給与負担金は出向先法人では報酬給与額に含め、出向元法人では報酬給与額から差し引くことになる。

(2) 退職給与

出向者の退職給与については、実質的負担を考慮せず、当該退職給与の形式的支払者となる法人の報酬給与額とすることとされている(取扱通知4の2の14)。

出向者が出向元法人を退職することにより出向元法人が直接出向者に対し退職給与を支払い、出向先法人から退職給与の一部負担を受ける場合には、退職給与の一部負担は各々の法人の報酬給与額の算定上考慮しないことになる。

一方、出向元法人が直接出向者に支払う退職給与は、出向元法人の報酬給与額に含める取扱いとなる。

このため、出向元法人においては退職給付引当金認容額の内

容を確認し、出向元法人の負担に属する部分だけが認容されているのであれば、これに出向先法人から受けた退職給与の一部負担を加算して、出向元法人の報酬給与額に含める直接出向者に対し支払った退職給与を把握する必要がある。

(3) 疑問点

出向者が出向元法人を退職することにより、出向元法人と出向先法人との間で退職給与の一部負担が行われる場合には、各々の法人の負担割合について合理的かつ明瞭に区分されているケースが多い。

このような場合にまで形式的支払者となる法人の報酬給与額と取り扱うことは、事業活動によって生み出された付加価値額を適正に捉えるという観点から疑問が残る。

4 おわりに

経営組織の変革を迅速に行うため出向という仕組みは今後も活用されるであろう。また、給与体系や就労形態は着実に変化しつつあるが、将来においても膨大な金額の退職金の支払いが予測されていることに変わりはない。

出向者に係る退職給与を実質的に負担する法人の報酬給与額とする取扱いが望まれる。

(右山研究グループ
税理士 杉山 一紀)